

第7章 さまざまな被災者支援制度

東日本大震災により被災された方々が一日も早く安全・安心な生活を再建できるよう、さまざまな支援制度等を設けた。

1 被災者生活再建支援制度 (建設課)

住宅被害調査の結果が、「全壊」「大規模半壊」の認定となった世帯を対象に生活再建支援金の支給を行った。

生活再建支援金の額は、次のとおりである。

区 分		基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 (①+②)
世帯員が 複数の世帯	全 壊	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		100万円	補修 100万円	200万円
		100万円	住宅の賃借 50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		50万円	補修 100万円	150万円
		50万円	住宅の賃借 50万円	100万円

※ 単身世帯は、上記金額の3/4の額

2 被災住宅再建等資金貸付金利子補給 (建設課)

東日本大震災により損壊した住宅について、融資を受けて再建等を行う個人に対し、町が利子の一部を補給している。

- 対象住宅 半壊・一部損壊住宅（生活再建支援金支給対象を除く。）
- 利子補給対象融資額 100万円～500万円
- 利子補給率 融資残高の年1.0%以内
- 利子補給期間 借入れから5年間
- 実施（受付）期間 平成23年度から平成25年度まで

3 那須町震災特例住宅修繕支援金制度 (企画財政課)

国の被災者生活再建支援法の対象とならない「半壊」「一部損壊」の被害を受けた住宅の修繕工事費について、支援金を交付した。

当初、申請期間を平成24年3月末までとしたが、さらに1年（平成25年3月末まで）期間を延長した。

支援金の額は次のとおりである。

修繕工事費用（消費税込み）	支援金の額
50万円～100万円未満	50,000円
100万円～300万円未満	100,000円
300万円以上	200,000円

4 災害援護資金の貸付制度（保健福祉課）

世帯主が負傷した世帯や、住居・家財に被害を受けた世帯に対して、平成30年3月末までの申込期限で生活の立て直しに必要な資金の貸し付けを行っている。

対象要件及び貸付限度額等は次のとおりである。

対 象 要 件		貸付限度額
世帯主に1カ月以上の負傷がある場合	ア 当該負傷のみ	150万円
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ 住居の半壊・大規模半壊	270万円（350万円）※
	エ 住居の全壊	350万円
世帯主に負傷がない場合	イ 家財の3分の1以上の損害	150万円
	ウ 住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）※
	エ 住居の全壊	250万円（350万円）※
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人ありの場合 無利子 ・連帯保証人なしの場合 1.5% 	
据置期間	6年	
償還期間	13年（据置期間を含む）	

※ 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額となる〔申立書が必要〕。

5 農業等の災害復旧支援策（農林振興課）

① 町単独災害復旧事業

農地の地割れ、畦畔崩れ及び農業用施設への被災に対して、その復旧に要する経費について、1件の工事費が10万円以上40万円未満を限度として助成した。

補助率等は次のとおりである。

区 分	補助率	受益者負担率
農 地	80%	20%
農業用施設（農道、用水路、ため池等）	90%	10%

② 農業関連等融資制度「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴い、農産物の出荷停止や風評被害などにより損失を受けた農漁業者に対し、農漁業経営に必要な運転資金の融資制度が創設された。「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」の概要は次のとおりである。

貸付対象者	資金使途	貸付限度額	実質貸付金利	償還期間
農漁業生産物の出荷停止や風評被害等により損失を受けた農漁業者	農漁業経営に必要な経営資金（施設整備・機械購入等は不可）	500万円	無利子 町、県で各0.75%、金融機関及び関係団体負担1.35%（貸付金利2.85%の場合）	3年以内 （うち据置期間1年以内）

※借入申込期間は平成23年4月～12月

6 中小企業向け融資制度（観光商工課）

東日本大震災で被災された中小企業の復旧・再建を支援するため、町制度融資「東日本大震災緊急対策特別資金」を創設した。県においても制度融資「東北地方太平洋沖地震緊急対策資金」が創設された。

【主な制度融資】

	融資の種類及び内容	融資期間	融 資 利 率	
			責任共有制度対象外	責任共有制度対象
町制度融資	運転資金 限度額：1,200万円	3年以内	1.6%	1.8%
		5年以内	2.0%	2.2%
	設備資金（内据置6カ月以内） 限度額：1,000万円	5年以内	2.0%	2.2%
		7年以内	2.2%	2.4%
	緊急景気対策特別資金（運転資金） 限度額：500万円	3年以内	1.6%	1.8%
5年以内		2.0%	2.2%	
東日本大震災緊急対策資金 （運転資金・設備資金） 限度額：1,000万円	7年以内 （内据置6カ月以内）	1.4%		
	東北地方太平洋沖地震緊急対策資金 （運転資金・設備資金） 限度額：8,000万円	10年以内 （内据置1年以内）	1.4%	

【利子補給補助金】

町制度融資において、1件の融資につき1回、貸付実行後に町から1%以内（運転資金・設備資金・緊急景気対策特別資金）または1.4%以内（東日本大震災緊急対策資金）の利子補給補助金を交付した。

【信用保証料補助金】

町制度融資において、融資の際支払った信用保証料は、期限内に完済した場合、町から信用保証料相当分（限度額20万円）の補助を交付した。

7 避難者を受け入れた宿泊施設に対する助成 (観光商工課)

東日本大震災の被災者や福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による避難者を受け入れた町内の宿泊施設に対し、その費用の一部を助成した。

○助成対象の宿泊施設

ア 平成23年3月28日以降、1,000円控除した宿泊費用を被災者等に対し請求した宿泊施設

イ 宿泊料金を通常料金から4割以上割り引いて宿泊させた宿泊施設で、平成23年3月28日以降さらに1,000円控除した宿泊費用を被災者等に対し請求した宿泊施設

※ただし、栃木県から避難所として指定された施設は対象外

○助成金の額

・上記アの場合、一人一泊1,000円(小学生未満は、一人一泊500円)

・上記イの場合、一人一泊2,000円(小学生未満は、一人一泊1,000円)

○対象期間

平成23年3月28日から平成23年4月30日宿泊分まで。

8 被災者への見舞金の支給 (保健福祉課)

居住する住宅の被害が「半壊」以上の認定を受けた方を対象に、町及び那須町社会福祉協議会から見舞金を支給した。

見舞金の額は次のとおりである。

○全壊・大規模半壊 町 50,000円 社協 20,000円

○半壊 町 30,000円 社協 10,000円

9 町税等の減免 (税務課)

那須町税条例及び那須町税減免規則等に基づき次の町税等について減免を行った。

① 固定資産税

損害を受けた割合が20%以上の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税について減免を行った。

② 個人住民税

住宅または家財に10分の3以上の損害を受けた方を対象に減免を行った。

③ 軽自動車税

住宅または家財が全壊した方を対象に減免を行った。

④ 入湯税

震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る被災者及び避難者が入湯した場合の入湯税について減免を行った。

⑤ 国民健康保険税

世帯主またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に10分の3以上の損害を受けた方を対象に減免を行った。

⑥ 介護保険料

那須町介護保険条例及び那須町介護保険料減免取扱要綱に基づき、本人または生計維持者の所有する住宅に10分の2以上の損害を受けた方を対象に減免を行った。

⑦ 後期高齢者医療保険料

栃木県後期高齢者医療広域連合の定める東日本大震災の被災者に係る保険料の減免に関する特例を定める規則に基づき、被保険者またはその属する世帯の世帯主が所有する住宅が半壊以上、または家財等に対して被災による損害金が前年中の所得の10分の3以上であった方を対象に減免を行った。

【東日本大震災にかかる平成23年度町税等の減免額】

税 目		件 数	減免額 (円)
一般会計	固定資産税	926	36,606,700
	町民税	59	1,146,800
	軽自動車税	19	112,800
	小 計	1,004	37,866,300
特別会計	国民健康保険税	46	4,446,700
	介護保険料	117	2,799,200
	後期高齢者医療保険料	65	1,421,450
	小 計	228	8,667,350
合 計		1,232	46,533,650

10 国民年金保険料の免除 (住民生活課)

住宅や家財または事業用資産が被害(最も大きい財産に係る損害がおおむね2分の1以上)を受けた場合、申請により保険料の免除を行った。

11 町立保育園保育料の免除 (保健福祉課)

居住する住宅の被害が「半壊」以上の認定を受けた方を対象に、申請により4月から9月までの保育料の全額免除を行った。

12 水道料金・下水道使用料の減免 (上下水道課)

① 災害減免

町営水道及び公共下水道利用者の住宅被害調査の結果が、「半壊」以上の認定を受けた方を

対象に、災害の日以降に到来する納期から1年間、水道料金・下水道使用料を免除した。

② 放水減免

断水復旧後、給水開始に伴い発生した水道水の濁り分について、町営水道全域を対象に、水道利用1件につき一律2立方メートルの減免を行った。

③ 宅内漏水

地震の影響で漏水があった場合には、漏水の内容により水道料金の減免を行った。

1.3 国民健康保険医療費の一部負担金免除 (保健福祉課)

次の方を対象に国民健康保険医療費の一部負担金の免除を行った。

免除対象者	次のいずれかの要件に該当する国民健康保険被保険者 ①居住する住宅の被害が半壊以上の認定を受けている。 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負っている。 ③主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止している。 ④主たる生計維持者が失業し、現在収入がない。 ⑤原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている。
免除の割合	保険適用分全額
免除対象期間	平成23年3月から平成24年9月末日まで(ただし、⑤は平成26年2月末日まで。なお、入院時食事療養費は平成24年2月末日まで)
免除の受け方	医療機関で該当要件の申し出による現物給付
免除対象となる医療費	医科・歯科・調剤及び訪問看護分の一部負担金

1.4 後期高齢者医療費の一部負担金免除 (保健福祉課)

次の方を対象に後期高齢者医療費の一部負担金の免除を行った。

免除対象者	次のいずれかの要件に該当する後期高齢者医療被保険者 ①居住する住宅の被害が半壊以上の認定を受けている。 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負っている。 ③主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止している。 ④主たる生計維持者が失業し、現在収入がない。 ⑤原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている。
免除の割合	保険適用分全額
免除対象期間	平成23年3月から平成24年9月末日まで(ただし、⑤は平成26年2月末日まで。なお、入院時食事療養費は平成24年2月末日まで)
免除の受け方	医療機関で該当要件の申し出による現物給付
免除対象となる医療費	医科・歯科・調剤及び訪問看護分の一部負担金

15 介護保険サービス利用者負担額の免除（保健福祉課）

次の方を対象に介護保険サービス利用者負担額の全額免除を行った。

免除対象者	次のいずれかの要件に該当する居宅介護サービス等を利用する要介護（要支援）者 ①居住する住宅の被害が半壊以上の認定を受けている。 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負っている。 ③主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止している。 ④主たる生計維持者が失業し、現在収入がない。 ⑤東京電力福島第一原発、第二原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている。
免除の割合	利用者負担額を全額免除
免除対象期間	平成23年3月から平成24年9月まで（ただし⑤は平成26年2月まで）
免除の受け方	介護事業所及び施設で該当要件の申し出による

16 介護保険施設の食費・居住費の免除（保健福祉課）

次の方を対象に介護保険施設の食費・居住費の全額免除を行った。

免除対象者	次のいずれかの要件に該当する介護保険施設サービスを利用する要介護（要支援）者 ①居住する住宅の被害が半壊以上の認定を受けている。 ②東京電力福島第一原発、第二原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている。
免除の割合	食費・居住費を全額免除
免除対象期間	平成23年3月から平成24年2月まで
免除の受け方	介護保険施設で該当要件の申し出による

17 障害福祉サービス等利用者負担額の免除（保健福祉課）

次の方を対象に障害福祉サービス利用者負担額の全額免除を行った。

免除対象者	次のいずれかの要件に該当する障害福祉サービス等を利用するサービス受給者 ①居住する住宅の被害が半壊以上の認定を受けている。 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負っている。 ③主たる生計維持者が行方不明である。 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止している。 ⑤主たる生計維持者が失業し、現在収入がない。 ⑥東京電力福島第一、第二原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方。
対象となるサービス等	介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業
免除の割合	利用者負担額を全額免除
免除対象期間	平成23年3月から平成24年9月まで（ただし⑥は平成25年2月まで）
免除の受け方	利用施設で該当要件の申し出による

18 自治公民館再建支援制度 (生涯学習課)

地震により被災した自治公民館に対して、その建築物の復旧に要する工事費の一部を補助した。

○補助金額 新築及び改築費が80万円を越えた場合は1/2以内を補助。

ただし、補助限度額500万円(保険金等により補てんされる額を含まない)

19 住宅等放射線量低減化支援制度 (住民生活課)

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質により汚染された個人住宅における除染において、町内に住民登録等がある18歳までの子どもが居住する住宅及びその庭で作業を実施する保護者を対象に、対象となる作業費用の2分の1(限度額10万円)の支援金の交付を平成24年8月から開始した。

作業内容は次のとおりである。

	作業内容(これら全てまたは一部を実施する場合)
1	屋根の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄
2	外壁のブラシ洗浄、高圧洗浄
3	住宅のコンクリートのブラシ洗浄
4	庭等での表土除去、上下層の入替え
5	庭等での客土・圧密、除去土壌等の敷地内処理の際の残土による原状回復
6	汚染されていない土等による被覆
7	庭等での低木等の高圧洗浄

平成24年12月から支援対象を、那須町に住民登録のある世帯に拡大し、支援額も除染費用額の10分の8(限度額20万円)に拡大した。なお、対象作業を表土除去・天地返し及び被覆とし、住宅の庭における作業に特化させた。